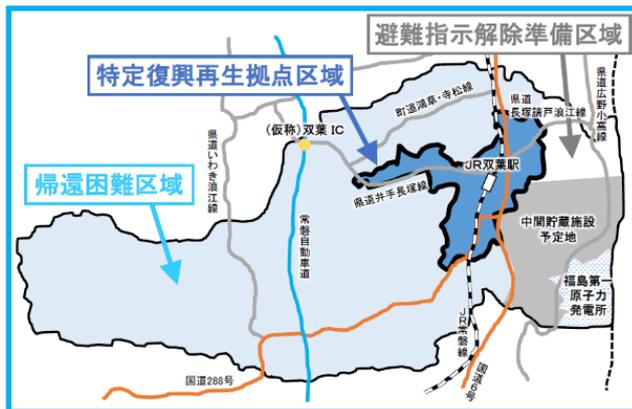


# 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備①

- 福島特措法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。
- 既に**6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）**の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 町村、県、国が一体となった「**推進会議**」を設置し、**計画の具体化を推進**。

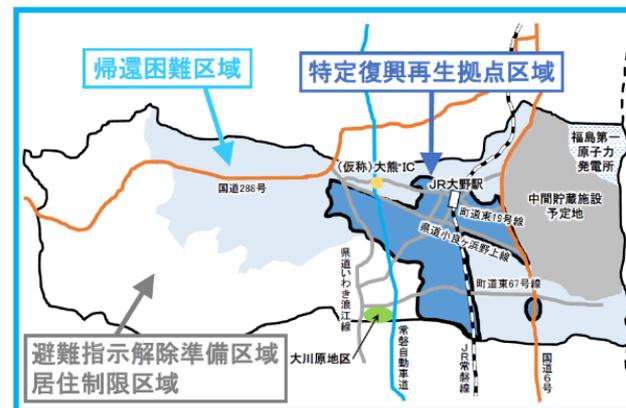
## 認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

### 双葉町（平成29年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標  
平成31年度末頃まで：JR常磐線双葉駅周辺の一部区域  
平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

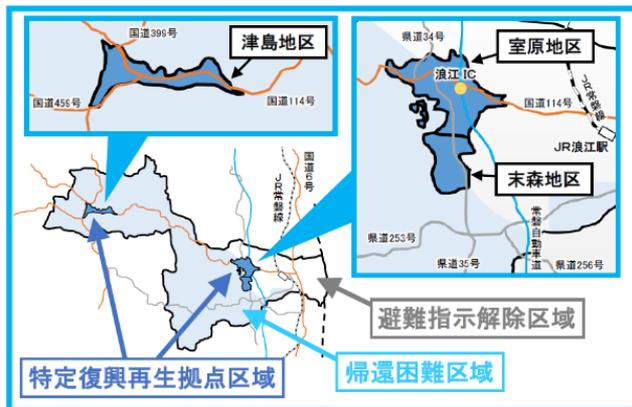
### 大熊町（平成29年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標  
平成31年度末頃まで：JR常磐線大野駅周辺等の一部区域  
平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

# 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備②

## 浪江町（平成29年12月22日認定）



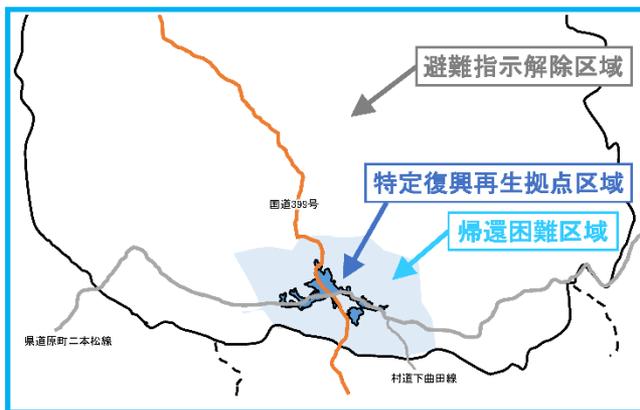
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：平成35年3月  
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

## 富岡町（平成30年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：  
平成31年度末頃まで：JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域  
平成35年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

## 飯舘村（平成30年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：平成35年春  
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

## 葛尾村（平成30年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：平成34年春

# 特定復興再生拠点の整備状況（平成30年8月7日時点）

	認定	推進会議	主な事業の進捗状況	
			解体・除染	施設整備等
双葉町	H29.9.15	H29.10.4 H30.2.28 H30.6.26	○復興シンボル軸（県道井手長塚線） ：H29.12.25着工 ○駅東地区(約90ha)等：H30.2.13着工 ※駅西地区（約40ha）は先行除染済み	○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 ：H30.3.30都市計画決定 ○JR常磐線双葉駅 ：H30.8.6着工
大熊町	H29.11.10	H29.11.20 H30.3.1 H30.7.6	○下野上西地区(約160ha)：H30.3.9着工 ※下野上周辺地区の一部（147ha）は先行除染済み	
浪江町	H29.12.22	H30.2.9 H30.6.28	○津島地区の一部(約4ha)：H30.5.30着工	
富岡町	H30.3.9	H30.4.12 H30.8.2	○夜ノ森駅周辺（約0.3ha）：H30.7.6着工 ※夜ノ森地区の一部(約44ha)は先行除染済み	
飯舘村	H30.4.20	H30.5.16		
葛尾村	H30.5.11	H30.6.1		